

埼玉県訓令第3号

訓令

本庁
地域機関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第5号）の一部を
次のように改正する。

別表大宮公園事務所の項を削る。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。